

東京都動物由来感染症予防体制整備事業実施要綱

平成 11 年 8 月 31 日 11 衛生獣第 666 号
最終改正 平成 20 年 4 月 1 日 20 保健衛第 138 号

1 目的

この要綱は、動物由来感染症の予防体制を整備し、東京都における動物由来感染症の発生及びまん延の防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

3 事業内容

(1) 動物由来感染症の知識の普及啓発

都は、動物取扱業関係者等都民に対し、動物由来感染症に関する正しい知識の普及を図るため、講習会等の開催及びポスター等の作成等による啓発活動を行う。

(2) 動物由来感染症の情報収集及び分析等

ア 東京都動物由来感染症検討会の設置

(ア) 都は、獣医学、医学等の専門家からなる東京都動物由来感染症検討会を設置する。

(イ) 東京都動物由来感染症検討会においては、次に掲げる事業に関し、検討及び協議を行うものとする。

(a) 動物由来感染症調査・研究事業の進め方

(b) 動物由来感染症調査結果の分析と評価

(c) 動物由来感染症調査結果の活用

(d) その他の動物由来感染症調査に関すること

(ウ) 東京都動物由来感染症検討会の設置について必要な事項は別に定める。

イ 動物由来感染症調査・研究事業

(ア) 都は、動物由来感染症予防のために必要な事項について、以下の調査研究を行う。

(a) 飼育動物等における動物由来感染症起因菌及び抗体等の保有状況

(b) 動物由来感染症に関する都民等の意識及び知識

(c) その他動物由来感染症に関する必要事項

(イ) 都はこの調査研究事業により分析された結果等について、東京都動物由来感染症検討会に報告するとともに、必要な事項について医療機関、都民等に公表するものとする。

(3) 緊急調査

都は、海外で発生している動物由来感染症が国内に侵入した可能性がある場合、及び、国内で発生はあるが、都内においてこれまで発生がなかった動物由来感染症が侵入した可能性がある場合等において、そのまん延防止のため、緊急的に都内の動物について調査を実施する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。